

伊万里総合庁舎樹木等維持管理業務仕様書

この仕様書は、佐賀県(以下「県」という)が樹木等維持管理業務を委託する業務内容に関して必要な事項を示すものである。

(業務の範囲)

第1条 委託業務の範囲は、伊万里総合庁舎敷地内をいう。

なお、業務対象範囲については、別添「樹木位置図」及び「除草平面図」のとおりである。

規格	樹木名	数量	単位	実施時期
高木剪定 C=1.2m以上	ヤマモモ	1	本	6月～10月
	ソテツ	1	本	6月～10月
高木剪定 C=0.6m～1.2m未満	アラカシ	4	本	6月～10月
	クロガネモチ(2本立)	1	本	6月～10月
	クロガネモチ(3本立)	2	本	6月～10月
	クロガネモチ(4本立)	2	本	6月～10月
	クロガネモチ	1	本	6月～10月
	ナンキンハゼ	1	本	6月～10月
	キンモクセイ	1	本	6月～10月
	ヤマモモ	4	本	6月～10月
高木剪定 C=0.6m未満	ウメ	2	本	6月～10月
	クロガネモチ	4	本	6月～10月
	クロガネモチ(2本立)	2	本	6月～10月
	モッコク(4本立)	1	本	6月～10月
	モッコク	2	本	6月～10月
	マツ	1	本	6月～10月
	サザンカ	1	本	6月～10月
	アラカシ	4	本	6月～10月
中木剪定 H=2.0m～3.0m未満	アラカシ	1	本	6月～10月
	サザンカ	17	本	6月～10月
	ウメ	9	本	6月～10月
球形剪定 H=1.0m～2.0m未満	タマイブキ	38	本	6月～10月
	ツゲ	2	本	6月～10月
	ハマヒサカキ	1	本	6月～10月
	ヒラドツツジ	5	本	6月～10月
寄植低木剪定	サツキツツジ	58.4	m ²	6月～10月
	ハマヒサカキ	9.6	m ²	6月～10月
	ヒラドツツジ	1.0	m ²	6月～10月
寄植中木剪定	サツキツツジ	23.1	m ²	6月～10月
	サツキツツジ・ヒラドツツジ	54.8	m ²	6月～10月
	マキノキ	35.1	m ²	6月～10月
	ヒラドツツジ	46.0	m ²	6月～10月
	サザンカ	10.2	m ²	6月～10月
	ツバキ	16.8	m ²	6月～10月
消毒・防除	夏季(スミチオン)	500	ℓ	6月～10月
草刈	草刈～搬出	2265.30	m ²	6月～10月
処分(一般廃棄物)	剪定枝	5	台	2トン車
	刈草	2265.30	m ²	
高所作業車一式	高所作業車	2	日	2日分

(業務の内容)

第2条 業務の内容は次のとおりである。

なお、業務を行うに当たって樹木等の状況を十分把握し、適切な機材及び安全な薬剤等を使用し、県が認める業務の提供を行わなければならない。また、薬剤散布においては使用地域周辺の住民等へ健康被害等に十分配慮し、薬剤の使用基準を遵守し実施すること。

(安全の確保)

第3条 作業の実施に当たっては、人・施設等に危害または損害を与えないよう万全の措置を行うこと。危害または損害を与えた場合あるいはその恐れがある場合は、作業責任者は直ちに県に報告し、その指示を受けるものとする。

(実施計画書)

第4条 年間の作業計画予定表をもって、県と打合せを行うものとする。

なお、作業実施時期については、承認なく変更しないこと。作業は土日祝日等、なるべく庁舎への人の出入りが少ない日に行うこと。

(実施報告書)

第5条 作業終了の際は、完了報告書として作業前・作業中・作業後・処分の写真を提出しなければならない。